

平成28年度

民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会

協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局

この資料は、平成28年11月17日に、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の各地方裁判所の民事執行事件及び倒産事件を担当する部総括裁判官並びに民事首席書記官又は次席書記官が出席して開催された民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会において協議された結果の要旨を取りまとめたものである。

【本協議会の概要】

1 本協議会の内容

本協議会は、民事執行事件及び倒産事件を担当する部総括裁判官並びに民事首席書記官又は次席書記官が出席し、民事執行事件及び倒産事件を取り巻く諸情勢を踏まえ、以下の点を協議事項として開催されたものである。

(倒産パート)

- (1) 振り分け基準等の運用において問題となる点
- (2) 振り分け基準等の運用の見直しに向けた方策

(執行パート)

- (1) 民事執行法改正に向けた動きについて
- (2) その他

これらの協議事項のうち、倒産パートについては、倒産手続の透明性・公平性を高めるための方策として、同時廃止事件・管財事件を振り分ける基準の在り方を取り上げ、振り分け基準額や現金・普通預金の取扱い等について意見交換をし、振り分け基準に関する考え方を整理した上で、運用の見直しを検討すべき地域的範囲や、運用を見直す場合の弁護士会への対応の在り方等について意見交換をすることを趣旨とした。

執行パートについては、法務大臣から法制審議会に対して民事執行法の見直しが諮問されるなど、民事執行法改正に向けた検討が開始されていることから、法改正に向けた議論の状況について情報提供するとともに、法改正に当たって主な検討項目となることが予想されている事項のうち、特に実務上重要と思われる点等について、実務の実情を伺いつつ、意見交換をすることを趣旨とした。また、その他として、不動産執行事件の新受件数の大幅な減少など、執行裁判所及び執行官を巡る諸情勢の変化を踏まえ、民事執行事件を担う機関として現在抱える課題について認識を共有しつつ、意見交換をすることとした。

2 協議結果要旨の概要

本協議会の協議結果の概要は以下のとおりであるが、詳細は本文を御覧いただきたい。

(1) 倒産パートの協議について

ア 振り分け基準等の運用において問題となる点

倒産パートでは、同時廃止事件・管財事件の振り分け基準額や現金・普通預金の取扱い、財産の積算方法等の振り分け基準に関わる事項の考え方について協議がされた。なお、昨年度の民事執行及び倒産事件担当者等協議会以後本協議会までの間に東京地裁と大阪地裁との間で振り分け基準に関する意見交換がされ、その結果が「東京地裁及び大阪地裁における振り分け基準案」としてまとめられたことから、当該振り分け基準案や、振り分け基準に関する参加庁における現時点での取扱内容を踏まえて協議が進められた。

まず、振り分け基準額について、振り分け基準額を考える根拠となる規定が破産法216条1項であり、同項の「破産手続の費用」は管財事件の最低予納金額が基準となることについて異論はなく、同項の「破産手続の費用」は、簡易管財又は通常管財のうち、当該庁において基本的に行われる類型の管財事件によるとの意見が数多く出され、この考え方に従い、振り分け基準額と管財事件の最低予納金額を一

致させるべきであるとの意見に異論はなかった。

次に、基準額を検討する際に積算の対象となる財産に関して、①99万円までの現金、②普通預金、③破産手続開始決定の申立直前に現金化された現金の取扱いについて意見交換がされた。まず、①99万円までの現金の取扱いについては、法定自由財産であるため（破産法34条3項1号、民事執行法131条3号）、積算対象とならないが、保有現金が一定額を超える場合には、他にも財産を保有している疑いがあるとして、「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるとき」（破産法216条1項）には当たらず管財事件となると考えるべきであるとの意見が出され、この考え方に沿って検討することが確認された。そして、どの程度の現金を保有している場合に「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるとき」に当たらないと考えるかについては、事実認定・評価の問題となることから、各庁において検討すべきことが確認された。②普通預金の取扱いについては、現金と異なり、債権であって法定自由財産ではないことから、原則として積算対象となるが、申立直前の年金・給与等、一定の場合には例外的に積算対象外とされる場合があるとの意見に異論はなかった。③直前に現金化された現金の取扱いについては、現金化される前の財産の性質を考慮しないとすると、現金化せずそのままの資産で保有していれば管財事件となるが、現金化すれば同時廃止事件となるといった不均衡が生じ得るといった問題点が指摘されたが、現金である以上基本的には積算対象としないのが理論的に整合しており、問題となり得る事案では否認権行使や資産調査が必要である場合として管財事件とするといった対応も考えられることから、直前現金化は原則として考慮しないこととするとの意見に異論はなく、例外については各庁において検討することが確認された。

また、振り分け基準の対象となる財産の積算方法については、破産財団をもって破産手続の費用を支弁することができるかどうかを検討することからすれば、個別財産ごとに対象とするかどうか検討するのではなく全財産の総額で判断することが考えられるとの意見も見られたが、実際に管財事件となった場合に管財人が全ての財産を換価するものではないことなどからすると、破産者の有する財産を一定の項目ごとに分けた上で、同一項目内の財産の合計額が20万円に達する場合に財産として積算の対象とする個別財産基準を基本とし、ただし、同額に達しない場合であっても、そのような項目が一定程度積み重なった場合には、例外的に管財事件にすべき場合があるとの意見が多数出され、この考え方に沿って検討することが確認された。

さらに、同時廃止のための按分弁済は行わないとすることが確認された。

イ 振り分け基準等の運用の見直しに向けた方策

アのとおり振り分け基準に関する考え方が整理されたことから、この考え方に沿って運用の差違の見直しを検討すべき地域的範囲や、弁護士会への対応といった運用の見直しの進め方について協議がされた。

まず、運用の差違を見直す地域的範囲として、本庁・支部間では基本的に運用は一致すべきであるとの意見に異論はなく、より広域の範囲である近隣庁や高裁管内においても、今回整理された考え方の範囲においては一致する方向で検討すべきで

あるとの意見に異論はなかった。なお、振り分け基準の運用の見直しについて、今回議論された項目以上の点についての意見交換等は当面予定されていないことが確認された。

次に、運用を見直す場合の弁護士会への対応の在り方について意見交換がされ、運用の見直しを進める上で弁護士会への対応は重要であり、各庁の実情を踏まえつつ、今後更に対応を検討していくことが確認された。

以上の意見交換の結果、本協議会で整理された考え方を踏まえて今後各庁が振り分け基準に関する運用の見直しを検討し、各高裁管内でも見直しの検討を広げていくことが相当であるとの認識で一致した。

(2) 執行パートの協議について

ア 民事執行法改正に向けた動きについて

まず、民事局から民事執行法改正に関するこれまでの経過と今後のスケジュールの見込みが説明された。すなわち、民事執行法改正については、平成27年10月から、一般社団法人金融財政事情研究会（きんざい）において、「民事執行手続に関する研究会」が始まり、その結果が取りまとめられた研究会報告書が、平成28年6月にきんざいのホームページに公表されていること、同年9月12日に法務大臣から法制審議会に対して民事執行法の見直しが諮問され、同年11月18日から法制審議会民事執行法部会において議論が開始されること、中間試案及び要綱案の取りまとめの時期等は未定であるが、早ければ平成29年秋ころに要綱が答申され、平成30年の通常国会に法案提出が見込まれることが、それぞれ説明された。

その後、改正検討事項とされている、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産の競売における暴力団員の買受け防止の方策、③子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化、④その他（債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し）について、主に議論されている内容が民事局から説明された後、特に実務上重要と思われる点等について、実務の実情を踏まえた意見交換がされた。

①債務者財産の開示制度の実効性の向上については、現行の財産開示手続は実効性が十分でないと指摘されていることに関し、実務の実情として、実施要件（民事執行法197条1項1号及び2号）の審査は厳格な運用をしているわけではなく、債務者の不出頭等に対する過料の制裁についても債権者からの上申があれば必ず過料に処し、過料金額は不出頭の場合は20万円としており低廉ではないとの意見がほとんどであった。また、第三者財産照会制度において過剰照会等を防止する方策として、現行の財産開示手続における一部開示の許可（民事執行法200条1項）や債務名義を有する他の債権者による閲覧等の請求（民事執行法201条2号）の規律を参照することが検討されているが、実務では、いずれもほとんど例がないことが紹介された。

②不動産の競売における暴力団員の買受け防止の方策については、執行裁判所が暴力団員該当性の認定・判断をする仕組みとなった場合に、執行裁判所が警察からの回答に依拠して判断する仕組みについて議論された。これについては、最高価買受申出人が暴力団員に該当するか否かは実質的判断であり、これを売却不許可事由とすることはそもそも無理があるとの意見が多く、仮に執行手続内で暴力団員の買

受けを防止しようとするならば、できる限り形式的かつ迅速な判断が可能となるような仕組みを設けるべきことについて異論はなかった。

③子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化については、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「実施法」という。）が施行された後の実務の実情について主に意見交換された。具体的には、現在の実務では、債務者の住居において、子が債務者と共にいる場合に執行することを原則としており、就学先や公道で執行するよりも、子らのプライバシー保護に資するといったメリットがあるものの、早朝・夜間の執行が増加しており、立会人の確保に苦慮しているといった実情が紹介された。また、児童心理の専門家の関与形態として、債権者の費用負担を考慮して立会人として関与してもらう例もあるものの、子らに対して説得してもらうために執行補助者として関与してもらう例が多いとの実情のほか、執行の対象とする子の年齢については、子の意思能力の有無によるが、おおむね10歳程度までが大半であるとの実情が紹介された。

④その他（債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し）については、現在の実務の実情について意見交換された。具体的には、現在問題となっている事件類型のうち、債権者が何ら取立て等をすることなく長期間経過している事件及び債務者に不送達となったままの事件は、いずれも統計を取っているわけではないものの、債権執行事件の未済事件のうち、前者の類型は50%前後、後者の類型は5%程度存在するとの意見が多く、こうした事件に対しては、何らかの立法的な手当てが必要であることについて異論はなかった。

イ その他

その他の協議事項としては、①競売市場修正率の見直し、②不動産競売事件の処理期間の短縮化及び③執行官の監督が取り上げられた。

このうち、①競売市場修正率の見直しに関しては、昨年度の民事執行及び倒産事件担当者等協議会以後の各庁における検討の進捗状況について、競売市場修正率を変更することとした庁と変更しないこととした庁から、それぞれ見直しの内容、経緯、評価人との協議の状況等が紹介された。また、いずれの庁においても、売却率及び乖離率等の自庁統計を裁判所又は評価人が収集・共有しており、引き続きこうした自庁統計等に基づいて、評価人と定期的な協議を行いながら競売市場修正率の見直しの要否や範囲を検討していくことが有益ではないかとの認識で一致した。

②不動産競売事件の処理期間の短縮化については、標準スケジュール（申立てから売却、配当等までの一般的な目標期間）を設定することについて協議され、標準スケジュールを設定している庁からは処理期間の目標が把握しやすいため、事務の流れが非常にスムーズになっているとの実情が紹介されたほか、標準スケジュールを設定していない庁においても、各手続又は各事件ごとにスケジュールを設定しており、全体としてみれば標準スケジュールを設定していることと差がないという意見などがあり、いずれの庁においても、処理期間の短縮化のためにスケジュール管理を行うことが重要であり、年間の売却スケジュールについても、これに合致するように設定する必要があることについて異論はなかった。

③執行官の監督については、監督官及び監督補佐官による指導・監督を一層強化

していく必要があり、これに関して民事局が従前から伝えてきた事項の参加庁における周知の状況や活用の実情が紹介されたほか、不動産の明渡執行又は引渡執行における目的外動産の処理について、参加庁の処理の実情や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の定めを前提としつつ、円滑な執行を行うための工夫例等が紹介された。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、執行官の事務においても、裁判所における対応要領に沿って対応する必要がある、そのための態勢についてあらかじめ検討しておくことが確認された。

(3) 民事局からの情報提供

民事局から、①民事情報データベース（M-info）、②消費者裁判手続特例法関係について、それぞれ情報提供を行った。

以上

目 次

【倒産パートの協議】

1	振り分け基準等の運用において問題となる点.....	1
(1)	振り分け基準額について.....	1
(2)	99万円までの現金・普通預金の取扱い等.....	1
(3)	財産の積算方法.....	3
(4)	同時廃止のための按分弁済の可否.....	3
2	振り分け基準等の運用の見直しに向けた方策.....	4
(1)	運用の見直しを検討すべき地域的範囲.....	4
(2)	運用の見直しを検討するに当たっての弁護士会への対応の在り方等.....	4

【執行パートの協議】

1	民事執行法改正に向けた動きについて.....	5
(1)	債務者財産の開示制度の実効性の向上.....	5
(2)	不動産の競売における暴力団員の買受け防止の方策.....	6
(3)	子の引渡し of 強制執行に関する規律の明確化.....	6
(4)	債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し.....	7
2	その他.....	8
(1)	競売市場修正率の見直し.....	8
(2)	不動産競売事件の処理期間の短縮化.....	9
(3)	執行官の監督.....	9

【民事局からの情報提供】

1	民事情報データベース (M-info) について.....	10
2	消費者裁判手続特例法について.....	10

【倒産パートの協議】

1 振り分け基準等の運用において問題となる点

(1) 振り分け基準額について

(振り分け基準額の根拠)

まず、振り分け基準額を検討する上で根拠となる規定については、破産法216条1項（裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、破産手続開始の決定と同時に、破産手続廃止の決定をしなければならない。）が根拠となり、同項の「破産手続の費用」としては、管財事件の最低予納金額が基準となるとの考え方に異論はなかった。

(具体的な振り分け基準額)

次に、具体的な振り分け基準額として、通常管財又は簡易管財の最低予納金額のどちらを振り分け基準額の根拠とするかについて、破産法216条1項の「破産手続の費用」は、当該庁において基本的に行われる種類の管財事件を基準とすべきであるとの意見については異論がなかった。

その上で、振り分け基準額を簡易管財の最低予納金額と一致させている庁からは、簡易管財が管財事件として基本的に行われる類型であるから、簡易管財の最低予納金額を振り分け基準額としているとの意見が出された。他方、振り分け基準額を通常管財の最低予納金額と一致させている庁からは、管財事件の基本を通常管財と考えて振り分け基準額を定めているとの説明がされたが、管財事件の多くが簡易管財であることなども踏まえれば、振り分け基準額の見直しを検討する必要があるとの意見が出された。なお、後者の庁からは、振り分け基準額を簡易管財の最低予納金額と一致させる場合には、債務者の更生といった観点を踏まえれば、財産の積算方法等も併せて検討すべきであるとの指摘がされた。

さらに、振り分け基準額と管財事件の最低予納金額が異なる庁からは、そのような取扱いの理由として、簡易管財を導入する前に定められた振り分け基準額を根拠としているなどといった従前の経緯や、弁護士会との関係等が原因である旨の説明がされたが、当該基準を理論的に説明することは難しく、理論的には振り分け基準額は管財事件の最低予納金額と一致すべきであり、運用の見直しが必要であるとの意見が複数見られた。

なお、管財事件の最低予納金額については、各庁において、管財業務を整理し、業務に見合った金額を定めているとの点について異論はなかった。

(2) 99万円までの現金・普通預金の取扱い等

(99万円までの現金の取扱い)

上記の振り分け基準額の判断に当たって、現金を積算対象とするかという点について、99万円までの現金は破産法上法定自由財産であることから（破産法34条3項1号、民事執行法131条3号）、当該現金自体を基準額の算定に当たって考慮すべきではないとの意見が多く述べられた。これに対し、99万円までの現金を積算対象としている庁からは、破産財団該当性の判断の基準時は開始決定時であるから、同時点以前に99万円までの現金を有していて、予納金を支弁できるのであれば、これを積算対象とするとも考えられるとの意見が出された。もっとも、積算対象としている庁においても、振

り分け基準について(1)のように整理した場合、破産法上法定自由財産とされている99万円までの現金を積算対象として、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するとは認められないと説明することは理論的に難しいとの意見も複数見られた。以上の意見交換を踏まえ、99万円までの現金は法定自由財産であるため、積算対象とはしないとの考え方を採る方向で検討することが確認された。

もっとも、基本的には上記のとおりに考えるとしても、實際上、破産事件で多額の現金を保有している事案は少なく、99万円に満たないとしても一定額以上の現金を保有している場合には他にも資産を有していることが疑われるとの意見が複数見られ、そのような場合には、他にも財産を有している可能性・蓋然性があることから、破産法216条1項の「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるとき」には当たらないとして、管財事件とすることが相当であるとの意見が出され、この考え方について異論はなかった。そして、具体的にどの程度の現金を保有している場合に管財事件とするかについては、参加庁において金額が一致する方が望ましいとの意見も見られたが、どのような場合に「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるとき」に該当するかは事実認定・評価の問題であることから、東京地裁では33万円、大阪地裁では50万円とするとの考えを踏まえ、各庁において検討することが確認された。

(普通預金の取扱い)

普通預金を振り分け基準額の積算対象とするかについて、普通預金は現金とは破産法上の取扱いが異なり、法定自由財産ではないから、原則として振り分けの判断に当たって考慮すべきであるとの意見が出され、異論はなかった。

また、普通預金を原則として積算対象とするとしても、申立直前の年金・給与を原資とする普通預金は破産財団に含めないことができるとの意見や、50万円未満の普通預金については生活の中で費消される流動的なものである可能性が高いことから破産財団を構成する財産には当たらないとの意見が出されたが、これらの意見のとおり、一定の場合には例外的に普通預金が積算の対象外とされる場合があることについても異論はなかった。

(直前現金化の取扱い)

特定の財産が直前に現金化された場合、現金である以上法定自由財産として積算対象外とするか、現金化前の資産として積算対象とするかについては、現金として積算対象外としている庁からは、直前現金化されたとしても、既に現金となっていることから法定自由財産となるため、原則として積算対象とはならないと考えられるとの意見が出された。

これに対し、現金化前の資産内容を考慮して積算対象としている庁からは、直前現金化を考慮しないと、現金化せずそのままの資産で保有していれば管財事件となるが、現金化すれば同時廃止事件となるといった不均衡が生じるなどの問題点が指摘された。

他方で、本協議会で整理された振り分け基準額や現金等の取扱いに関する考え方を踏まえれば、上記のような不均衡が生じる事案はあまり考えられないとの意見や、そのような不均衡が生じる事案の場合、否認権行使や資産調査の必要性があるとの理由で管財事件とされることとなるので、問題ないとの意見が複数見られた。

以上を踏まえ、直前現金化については原則として考慮しないこととしつつ、例外となる場合について各庁において検討することが確認された。

(3) 財産の積算方法

振り分け基準を具体的な事件に当てはめる際の財産の積算方法については、①個別財産を項目ごとに分類した上で、各項目ごとに財産の価値を評価する方法(個別財産基準)、②①のように一定の項目に分類せず財産の価値を評価する方法(総額基準)、③両者の基準を併用する(例えば、個別財産基準を基本としつつ、総額が一定額以上の場合には管財事件とする。)方法があることから、この点について意見交換がされた。

個別財産基準としている庁からは、管財事件の換価基準を踏まえ、管財人が財産を換価する場合には個別財産を一定の項目ごとに20万円以上となる場合にのみ換価することとしており、換価しない財産を積算対象とするのは整合的ではないことから、財産項目ごとに合計額が20万円未満かどうかを検討し、同一項目内の合計額が20万円未満の場合にはその項目の個別財産は積算対象外とするという説明がされた。

これに対し、総額基準としている庁からは、破産財団をもって破産手続の費用を支弁することができるかどうかを検討することからすれば、その破産財団は個別財産ごとではなく財産の総額で判断すべきであり、個別財産基準の場合には少額の個別財産が積み重なって多額となった場合の取扱いをどうするかという問題が生じるとの意見も出された。

もっとも、総額基準としている庁においても、実際に管財事件となった場合に管財人が全ての財産を換価するものではないにもかかわらず、財産の総額を積算対象とすることの整合性に疑義があることや、振り分け基準額を管財事件の最低予納金額と一致させた上で総額基準を採って運用することに問題があるのではないかと指摘がされ、そのような観点を踏まえると個別財産基準で考えるのが相当ではないかとの意見が複数見られた。なお、個別財産基準としている庁においても、個別財産ごとの積算を基本としつつも、仮に20万円未満の個別財産が積み重なって多額となった場合には、具体的な事案によって「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるとき」に該当しないとして管財事件とすることを検討する必要があるとの意見が出された。

上記のとおり、財産の積算方法については、一定の財産項目ごとに合計額が20万円未満かどうかを検討し、同一項目内の合計額が20万円未満の場合にはその項目の個別財産は積算対象外とするという個別財産基準を基本とした上で、仮に20万円未満の個別財産が積み重なって多額となった場合については、具体的な事案に応じて例外的に管財事件とすることを検討するとの考えに沿って、運用の見直しを検討することが確認された。

(4) 同時廃止のための按分弁済の可否

同時廃止のための按分弁済の可否については、破産債権者の債権調査が行われておらず、全債権者に弁済されているかどうかを確認できないことからすると、その運用には疑問があり、同時廃止のための按分弁済は行うべきではないとの意見が出され、これについて異論はなかった。これにより、参加庁においては、按分弁済は行わないとするこ

とで一致した。

2 振り分け基準等の運用の見直しに向けた方策

(1) 運用の見直しを検討すべき地域的範囲

(本庁と支部との間における運用の差違)

まず、本庁と支部との間における運用の差違について、振り分け基準額等に差違があった庁からは、これらの差違が解消されたことが紹介された。そして、本庁と支部との間では基本的に運用は一致すべきとの意見が出され、これについて異論はなかった。

(より広域の範囲における運用の差違)

次に、近隣庁や高裁管内といったより広域の範囲における運用の差違について、近時は他庁の管内の代理人が申立てをした際に運用の違いが指摘されることもあり、運用の差違が生じていることについて利用者の理解が得られるかといった問題もあることから、運用は一致していることが望ましいが、何度も運用を変更することがないように、まずは大規模庁において運用の見直しの方向性を一致させ、それを踏まえて全国的に一致させていくことが望ましいとの意見が出された。

また、本協議会で整理された振り分け基準に関する考え方以上に、より詳細な点まで運用を一致させることが望ましいとの意見も見られたが、詳細な点まで運用を一致させることにより、各庁の運用が硬直化し、かえって弊害が生じるおそれがあることから、今回整理された考え方の限度で各高裁管内において運用の一致ができるかを検討するのが相当であるとの意見が数多く見られた。なお、協議員から、振り分け基準の見直しについて、今回整理された項目以上に今後見直しがされることにより、更に見直しを要するのかとの懸念が表明されたところ、東京地裁及び大阪地裁からは、「東京地裁及び大阪地裁における振り分け基準案」以上の内容について、当面両庁の間で更に検討することは予定していないとの説明がされ、それ以上の詳細な点について検討を求める声はなかった。

(2) 運用の見直しを検討するに当たっての弁護士会への対応の在り方等

運用の見直しを検討する際の弁護士会への対応の在り方について、既に運用の見直しを検討している庁からは、これまでの弁護士会への説明状況や、今後、更に弁護士会に対して協議会等で話題事項とし、文書を配布するなどして周知をした上で運用を変更する予定であるといった実情が紹介された。

その上で、弁護士会に対する説明の進め方について意見交換がされ、運用の見直しを進める上で弁護士会対応は重要であるから、各庁の実情を踏まえつつ、今後更に検討を進めていくことが確認された。

運用の見直しについては、振り分け基準を変更することによる影響を分析しながら本庁内で検討し、支部とも考えを一致させた上で、弁護士会へ対応することが必要であることから、運用の見直しには一定の期間を要するとの意見も見られたが、今回整理された考え方を踏まえ、各庁において振り分け基準の運用の見直しを進め、これを各高裁管内に広げていくことを検討することが相当であるとの認識で一致した。

【執行パートの協議】

1 民事執行法改正に向けた動きについて

(1) 債務者財産の開示制度の実効性の向上

(民事局からの説明)

債務者財産の開示制度としては、金銭債権についての強制執行の実効性を確保する観点から、財産開示手続と第三者財産照会制度が議論されている。財産開示手続については、先に実施した強制執行の不奏功等の要件の立証が容易でなく、不出頭や虚偽陳述に対する制裁も十分でないため、必ずしも活発に利用されていないとの指摘があり、その実効性を向上させるために、①申立てに必要なとされる債務名義の種類を拡大し、仮執行宣言付判決、執行証書、支払督促などについて手続の利用を認めることが検討されていること、また、②実施要件の緩和策として、原則として財産開示手続の実施決定をすることとし、例外として「申立人が金銭債権の完全な弁済を得るに十分な債務者の財産を容易に探すことができると認められる等正当な理由がないとき」などとする案が検討されていること、さらに、③債務者が過去一定期間内に処分した財産についても陳述義務を負わせることが検討されていることのほか、④虚偽陳述や正当な理由のない不出頭に対する制裁強化として、身体拘束、刑罰、手続違反者名簿を創設することなどが検討されている。

第三者財産照会制度については、債務名義を有する債権者が、金融機関等に対し、債務者の財産に関して必要な照会ができるという制度を設けることが検討されている。具体的な論点としては、照会先となる第三者の範囲をどうするかが最も重要な論点とされ、①金融機関の保有する預貯金債権の情報、②生命保険会社の保有する解約返戻金に関する情報が検討の対象とされているほか、③公的機関の保有する情報についても慎重に検討を進めることとされている。また、第三者の範囲という点に関連して、第三者が情報提供義務を負う理論的根拠は何か、第三者が守秘義務を負っている場合に情報提供義務を課せるのかなどが議論されている。その上で、手続の骨格として、財産開示手続を前置とするか、裁判所が判断すべき内容、関与の範囲、手続主宰者をどうするかなど、様々な点が議論されており、現時点では、制度の方向性は定まっていない。

(現行の財産開示手続の実務の実情)

協議員からは、実務上、財産開示手続の申立ては、「知っている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとき」(民事執行法197条1項2号)を理由とするものがほとんどであり、この要件の審査としては、債務者の住所地の不動産が債務者の財産ではないこと、不動産以外の債権、動産については、これらの財産について知りうる立場の債権者でない限りは、不明などと記載した調査結果報告書を提出してもらえば足りるとしている庁がほとんどであり、厳格な運用をしているわけではないとの実情が紹介された。また、債務者の不出頭等に対する過料の制裁については、いずれの庁においても債権者からの上申があれば、必ず過料に処しており、過料の金額は不出頭の場合で20万円としている庁が多かった。さらに、第三者財産照会制度において、過剰照会等を防止する方策として、現行の財産開示手続における一部開示の許可(民事執行法200条1項)や債務名義を有する他の債

権者による閲覧等の請求（民事執行法２０１条２号）の規律を参照することが検討されていることから、現在の実務の実情について意見交換されたが、一部開示の許可を行ったことがある庁はなく、債務名義を有する他の債権者による閲覧等の請求もごくわずかな例しかないことが紹介された。

(2) 不動産の競売における暴力団員の買受け防止の方策

(民事局からの説明)

近時の公共事業や企業活動等からの暴力団排除の取組を背景に、暴力団員が、競売物件を取得して組事務所にすることや、物件を転売することによって資金源を得ることを防止するために必要な法整備が検討されている。暴力団員による買受けを防止するという制度の目的は、特段異論のないところではあるが、暴力団員に限って買受けを禁止することは、規定ぶりによって憲法上の問題が生じるのではないかと、債権者の債権回収等を阻害しないか、執行手続の迅速性を害しないかといった点に留意する必要があるとされている。具体的な方策として、暴力団員でないことの誓約書を提出させる方法、暴力団員の買受けに刑罰を科す方法なども挙げられているが、中心的に議論されているのは、執行裁判所が手続内で最高価買受申出人が暴力団員か否かを職権で判断し、暴力団員の買受けを売却不許可事由とするという制度である。これに関連して、執行裁判所が暴力団員該当性について警察に照会する仕組みや、暴力団排除のための手続を悪用した執行妨害を防ぐための方策等が検討されるとともに、暴力団員と関連する法人や元暴力団員、暴力団関係者等による買受けをも防止するか否かについて検討されている。

(警察からの回答に依拠した判断の枠組み)

警察の回答に基づく暴力団員該当性の認定判断に関しては、警察から、①暴力団員に該当すると回答された場合と、②暴力団員に該当しないと回答された場合に分けて、研究会における議論の状況等について民事局から説明された。

その上で、警察からの回答に依拠した判断の枠組みについて法律上の手当てがされなかった場合の執行実務への影響等について意見交換されたところ、そもそも最高価買受申出人が暴力団員に該当するか否かは実質的判断であり、これを売却不許可事由とすること自体に無理がある上、執行妨害に悪用されるおそれも高いため、刑罰等の執行手続外の規律によるべきであるとの意見に異論はなかった。その上で、仮に執行手続内で暴力団員の買受けを防止しようとするならば、裁判所は独自の調査機関を持っているわけではなく、開札から売却許可決定までの短期間で暴力団員該当性を実質的に判断することは困難であり、警察から、①暴力団員に該当すると回答された場合と、②暴力団員に該当しないと回答された場合のいずれについても、暴力団について最も情報を保有している警察の回答に依拠する法律上の仕組みを設けることが望ましいとの意見が多かった。

また、警察に照会するに当たっては、入札者の資料提出の負担と執行手続の遅延を最小限にするため、特に頻繁に入札する業者について、警察への照会を不要とする仕組みを設けることも重要なのではないかという意見が多かった。

(3) 子の引渡し強制執行に関する規律の明確化

(民事局からの説明)

現在、民事執行法には子の引渡しに関する明文規定はなく、実務上は、動産の引渡執行の規定を類推適用しているが、裁判の実効性を確保するとともに子の福祉への十分な配慮をする等の観点から、明文規定を整備することが検討されている。平成26年4月1日から施行されている実施法には、子の解放実施に関する強制執行について明文規定があり、間接強制前置、実施場所を債務者の住居とする原則、債務者と子の同時存在の原則、子の年齢制限、子に対する威力行使の制限といった規定が設けられているので、国内の子の引渡しについても、これと横並びの規定を設けるか否かが主に検討されている。これらのうち、子に対する威力行使の制限については、特段異論は出ていないが、その他の点については、実施法と横並びの規定を設けることに積極的な意見と、より要件を緩和すべきとする消極的な意見に分かれている。

(実務の実情)

執行場所については、債務者の住居において執行していることがほとんどであるとの実情が紹介され、債務者の住居において執行することによって子らのプライバシーに配慮でき、第三者を巻き込まないといったメリットがあるとの意見が述べられた。もっとも、債務者が親族宅に居候しているような事件では、債務者の親族宅で執行する例もあるので、実施法と同様に、一定の例外は必要ではないかとの意見が多かった。

また、子が債務者と共にいる場合に執行するか（いわゆる同時存在の原則）については、いずれの庁においても、子が債務者と共にいる場合に執行することを原則としているとの実情が紹介された。同時存在の原則については、子の目線でみれば、実施法に基づく解放実施と国内の子の引渡しの強制執行には差がないから、両者を同様の方法で執行するのが良いという意見があった一方、債務者が共にいると、子はその影響を受けやすく執行に困難が生じる場合があるという意見や、子の通学前や債務者の帰宅後に執行する必要があるため、早朝・夜間の執行が増加しており、立会人等の確保に苦慮しているといった意見もあった。

児童心理の専門家の関与形態については、費用を考慮して立会人として関与させている庁もあったが、多くの庁では、執行補助者として関与させており、債務者や子らに対して、児童心理の観点から説得や働きかけ等を行うことにより、執行の実現に寄与しているとの実情が紹介された。

執行の対象とする子の年齢については、子の意思能力の有無によるが、おおむね10歳程度までが大半であるとの実情が紹介され、子の意思能力の有無は執行現場で執行官が判断しているが、子の資質等によって相当な差があるため、具体的事案に応じて専門家に意思能力の有無等について助言してもらっているという意見もあった。

(4) 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

(民事局からの説明)

実務では、差押命令の効力が生じたにもかかわらず、陳述催告（法147条）の結果、差押債権が空振り又は少額であることが判明すると、差押債権者は、何らの取立てもせず、取下書も提出しないまま放置したりする事例が少なくない。同様に、差押命令が債務者に不送達となった後、差押債権者に対して送達場所の調査及び再送達の上申を促しても、そのまま放置される事件もある。債権差押命令申立事件は、差押命令が発令され

た後に差押債権者から取立完了届（法155条3項）や取下書が提出されるか、いわゆる満額配当とならなければ終局せず、差押命令の効力は失われることなく存続する。民事執行法上、執行裁判所がこうした事態を解消する方策はなく、第三債務者は、自ら権利供託しない限りは、債務者に対する弁済が禁止されたまま、債務を負い続けるという不安定な立場に置かれることになる。また、差押命令の効力が続けば、その間は何十年であっても時効中断効が生じ続けることになるが、実質的には権利の上に眠っている差押債権者にこのような利益を享受させるのは、債務者の不利益とも考えられるとの指摘もある。こうした点を踏まえ、①取立権の行使や差押命令の効力を一定の期間に制限することや、②取立権の発生に至らない場合における申立ての取下げの擬制等が検討されている。

（実務の実情）

問題として取り上げられている事件類型のうち、債権者が何ら取立て等をすることなく長期間経過している事件及び債務者に不送達となったままの事件は、いずれも統計を取っているわけではないものの、債権執行事件の未済事件のうち、前者の類型は50%前後、後者の類型は5%程度存在するとの意見が多かった。これらの事件については、各債権者に対し、取下書又は取立届の提出や、債務者の送達場所の調査・上申を促しているが、なかなか協力が得られず苦慮しているとの意見がほとんどであり、何らかの立法的な手当てが必要であることについて異論はなかった。

2 その他

（1）競売市場修正率の見直し

（各庁における検討の進捗状況）

競売市場修正率の見直しに関しては、昨年度の民事執行及び倒産事件担当者等協議会以後の各庁における検討の進捗状況について、競売市場修正率を変更することとした庁と変更しないこととした庁から、それぞれ見直しの内容、経緯、評価人との協議の状況等が紹介された。具体的には、競売市場修正率を変更することとした庁からは、評価人との定期的な協議会において、マンションの乖離率が200パーセントと高かったため、評価人から競売市場修正率を見直す必要があると提案され、変更に至ったとの意見や、評価人が立ち上げた研究会に裁判所も参加して定期的な協議を行い、評価人が保有している乖離率等の詳細なデータに基づいて検討し、変更に至ったとの意見があった。

他方、競売市場修正率を変更しないこととした庁からは、評価実務研究会のテーマに競売市場修正率を挙げて評価人に意見を聞いたが、現在の売却率、乖離率によれば競売市場修正率を見直す必要はないというのが大多数の意見であったため、変更していないとの実情が紹介された。

（各庁における売却率、乖離率等の自庁統計の取得及び評価人との共有）

売却率、乖離率等の自庁統計については、裁判所が評価人に提供している庁がある一方で、評価人が民間企業に委託して詳細なデータを集積し、これを裁判所に提供している庁もあり、いずれの庁においても、売却物件に関する自庁統計を評価人側と共有し、分析していることが確認された。

その上で、競売市場修正率を変更するかどうかについては、各庁の実情や管内の地域

の特性に応じた検討が必要になることから、物件や地域に分けた売却率や乖離率を自庁で集計し、統計的に分析することが必要であり、不動産鑑定評価の専門家である評価人と統計分析の結果を共有しながら、競売市場修正の具体的内容も踏まえて十分協議し、見直しの要否や範囲について引き続き検討を進めていくことが有益ではないかという認識で一致した。

(2) 不動産競売事件の処理期間の短縮化

不動産競売事件の処理期間の短縮化の方策として、標準スケジュール（申立てから売却、配当等までの一般的な目標期間）を設定することについて協議された。

標準スケジュールを設定している庁からは、年間の開札期日を決める際に逆算して各標準スケジュールを決めており、それにより、執行官及び評価人にもスケジュールの予測が立つので、現況調査報告書や評価書の提出期限を比較的守ってもらえるといったメリットがあるとの意見や、申立てから配当までのフローチャート（各手続別に行うべき内容と期限が定められている）が作成されており、目標が目に見える形になっているため、事務の流れが非常にスムーズであるとの意見があった。また、標準スケジュールを設定していない庁においても、実際は、各手続又は各事件ごとにスケジュールを設定しており、全体としてみれば標準スケジュールを設定していることと違いがないという意見や、ファストトラック対象事件を拡大することを予定しているとの意見、個別の事件ごとにオーダーメイドで進行管理をしているとの意見などがあつた。

こうした実情を踏まえ、いずれの庁においても、処理期間の短縮化のためにスケジュール管理を行うことが重要であり、年間の売却スケジュールについても、これに合致するように設定する必要があることについて異論はなかった。

(3) 執行官の監督

(執行官に対する監督官及び監督補佐官の監督)

まず、執行官に対する監督については、民事局から、執行官は裁判所外や監督官等の目が行き届きにくい執行官室で執務を行うことから、監督官及び監督補佐官において日常的な指導、監督を行いにくいという面があり、少なくとも年2回実施される執行官事務査察が、執行官の業務の実態を把握し、それを踏まえた指導、監督を行う貴重な機会であるとの認識の下に、査察の際の点検のポイントや執行官に対する指導監督の視点等を提供し、執行官に対する査察がより実効的に行われるようにするために必要な事項等を従前伝えていることなどを説明した。

これを踏まえて、協議員の間で、執行官の監督に関する各庁の実情について意見交換がされたところ、上記のポイントや視点については、いずれの庁においても監督官及び監督補佐官の間で共有されていることが確認された上、各庁においても、それぞれ、執行官事務査察における点検事項、ポイント、点検方法、査察結果の一覧表を作成するなどしているという意見や、執行官と監督官、監督補佐官との定期的なミーティングにおいて、査察のポイント等について意見交換をしているという意見もあった。その上で、監督官、監督補佐官による執行官の指導、監督を一層強化するため、民事首席書記官及び次席書記官のみならず、所長、部総括裁判官、事務局長等も一体となり、組織全体と

して、執行官の指導、監督を徹底していく必要があるとの認識で一致した。

(不動産の明渡執行又は引渡執行における目的外動産の処理)

不動産明渡執行又は引渡執行において、不動産に目的外動産が存在する場合、執行官は債務者等に引き渡すか、それができないときは、売却、保管することとされている(民事執行法168条5項、6項)ほか、実務上、無価値物については廃棄することもあるところ、この廃棄に関して、民事局から、執行官が排出者となる場合には、執行官は、廃棄物処理法上、事業者として、同法に従った排出処理をする必要があること、具体的には、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物とに区別した上、自ら運搬、処理するが、一般廃棄物及び産業廃棄物それぞれの収集、運搬、処理の資格を有する業者に委託しなければならないことなどが説明された。その後、現在の取扱いの実情や工夫例について意見交換がされ、こうした工夫例等を踏まえて、各庁においては不動産明渡執行又は引渡執行における目的外動産の処理が適正にされるように検討していく必要があるとの認識で一致した。

(執行官の事務における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応：民事局説明)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の趣旨を踏まえ、裁判所における対応要領等が定められており、執行官についても、これに沿って対応することが必要なところ、執行官は、執行現場等裁判所外での執務が多いことなどから、そのような場合に的確な対応がとれるように、あらかじめ、監督官・監督補佐官及び地裁総務課(相談窓口)との間で、態勢や連絡方法等について十分に協議しておく必要があり、また、債権者等からの情報収集に努めることも重要である。

民事局からの情報提供

1 民事情報データベース(M-info)について

J・NETポータル上で運用を行っていた「民事情報データベース(M-info)」(以下「ミンフォ」という。)の改修を行い、利便性を向上させるために、画面構成等の改善や掲載情報の充実等の見直しを行った。

ミンフォは、民事事件に関する事務処理をする上で有益な情報へのアクセスとその活用を支援することを目的として、協議会の結果要旨や通達・事務連絡、各種統計データといった、様々な情報を掲載している。また、今後は、民事局からのお知らせ事項等の情報発信を行っていくことも予定していることから、各庁においても、他の裁判所にとって有益と思われる情報があれば御提供いただきたい。

ミンフォには引き続き事件処理に有益な情報を掲載していくので、今後もミンフォを大いに御活用いただきたい。

2 消費者裁判手続特例法について

消費者裁判手続特例法及び消費者裁判手続特例規則が本年10月1日から施行された。この制度は、多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を迫行するものであり、手続としては、まず、多数の消費者に共通する金銭の支払義務の確認を求める共通義務確認訴訟があり、そこで共通義務が確認された場合、次に対象債権の確定手続において個々の消費者の債権の存否や内

容が確定されるという二段階型の手続となっている。

同法に関する情報についてはミンフォも御参照いただきたい。

以 上